高知県大規模畜産施設整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

1. この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県大規模畜産施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

1. 県は、産地の競争力と県内の畜産生産基盤の強化を図るため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年１月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年１月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき畜産クラスター協議会（要綱第４の１に定めるものをいう。以下同じ。）が行う、基盤整備を伴う大規模な施設整備に要する経費について、市町村（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費、補助率等）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に係る補助対象経費及びこれに対する補助率等は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めたときを除く。

（補助の条件）

第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守するとともに、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。

（１）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。

（２）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類１部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。

（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（４）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（５）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第２号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

（６）補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（７）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（８）補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱に準じて行わなければならないこと。

（９）補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付けなければならないこと。

（10）補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。

（補助事業の変更）

第７条　補助事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第３号様式による補助事業変更承認申請書１部を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業の事業実施主体及び取組主体を変更する場合

（２）補助事業の実施地区を変更する場合

（３）成果目標（整備後頭羽数）の変更をする場合

（４）交付決定額の増額又は30パーセントを超える減額の場合

（補助事業遂行状況報告書）

第８条　補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において別記第４号様式による補助事業遂行状況報告書１部を作成し、当該年度の１月20日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了若しくは廃止したときは、別記第５号様式による補助事業実績報告書１部を補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出に当たって、第４条第２項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請をした場合は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第６号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の概算払）

第10条　知事は、既に着手した補助事業で必要があると認めるものについて、補助金の概算払をすることができる。

２　前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第７号様式による概算払請求書に知事が別に定める書類を添えて、１部を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第11条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第８号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

３　補助事業者は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第９号様式による年度終了報告書を翌年度の４月10日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったと

き。

（２）補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

（４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（５）補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第２に掲げるいずれかに該当すると知事が認めたとき。

（グリーン購入）

第13条　事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（雑則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

１ この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２ この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第１号、第３号、第６号及び第７号、第９条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

　この要綱は、令和４年４月12日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 | 市町村 |
| 事業実施主体 | 畜産クラスター協議会 |
| 取組主体 | 中心的な経営体 |
| 補助要件 | 次の全てに該当する事業を対象とする。  （１）実施要領別紙１の第１の１に定める施設等の整備（以下、国畜産クラスター事業）を行うもの  （２）中山間地（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法のいずれかに指定された地域とする。）で実施するもの  （３）基盤整備を伴うもの  （４）成果目標（整備後の飼育頭数が豚3,000頭、牛450頭以上。ただし、既存農家が整備する場合は、整備前の飼育規模の１.５倍かつ、豚3,000頭、牛450頭以上）を達成できるもの  （５）市町村が県と同額以上補助するもの |
| 補助対象経費及び補助限度額 | 畜産施設等（家畜飼養管理施設建屋、電気、給排水、給餌、換気、冷暖房及び係留施設等）の整備にかかる経費その他特に必要があると認める経費。ただし、各畜産施設等の補助限度額は次のとおりとする。  ・肉用牛飼養施設：43,000円／㎡  ・乳用牛飼養施設：61,000円／㎡  ・養豚施設（一般豚舎）：68,000円／㎡  　　　　　（分娩豚舎）：108,000円／㎡  ・たい肥舎：44,000円／㎡ |
| 補助率 | ６分の１以内 |

〈備考〉１受益者（取組主体）当たりの補助金額は、5,000万円を上限とする。

別表第２（第５条、第６条、第12条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。